

2. 不動産賃貸借の対抗要件

- ① 不動産賃借人が、賃借権を第三者に対抗するためには**登記**が必要です。
- ② 不動産が賃貸されている場合にその所有者が変わったとき、不動産の**新所有者(新賃貸人)**が、自分が新たな所有者であることを主張し、賃借人に**賃料請求**をするには、**登記**が必要です。

